



を活用しよう！

貴方の経歴、活用しないともったいない

— 経歴証明でレベルアップを目指しましょう! —

建設技能者の能力評価は、キャリアパスの明確化、技能に見合った処遇の実現などを趣旨・目的として、見習い相当のレベル1から登録基幹技能者等のレベル4までの4段階で評価するもので、CCUSに蓄積・登録された**就業日数、保有資格、職長・班長の経験日数**を評価対象としています。とはいえ、CCUSの本格運用は2019年4月からであり、それ以前から建設業に従事し、資格も経歴も有し、レベル3やレベル4の要件を満たしているにもかかわらず、CCUSに蓄積されたデータでは不十分な技能者はどうしたらよいでしょうか？

CCUS登録技能者であれば、所属事業者等による経歴証明書を活用して能力評価申請し、資格・経歴に応じたレベル判定を受けることができます。

留意点

- 経歴の起算点は、CCUSに登録した、建設業に関する資格等の取得年月日等（保有資格として求められているか否かを問いません。）
 - 職長・班長の経験については、起算点の確認は要さず、所属事業者等の経歴証明のみ
 - 証明書で証明される経験に、システム利用開始後に蓄積された経験を加えて申請することも可能
- ※ 証明書に記載できる経歴期間は、**2024年3月31日まで**。
経歴により能力評価申請ができるのは、**2029年3月31日まで**。
経歴証明書の様式など、具体的な方法等については、各能力評価実施団体のホームページ 等をご確認ください。

基本的なレベルアップのイメージ



能力評価の結果を反映した**手当の支給を実施、検討**している事業者が増えつつあります。
この機会に、**CCUSに登録し、レベルアップを目指しませんか？**